

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公職者名簿
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部秘書課
個人情報ファイルの利用目的	弔慰事務を行うにあたり、市民課の葬儀受付簿と突合し、公職者における死亡者を確認する。
記録項目	1氏名、2住所、3公職コード、4地位・役職、5在職期間、6死亡年月日
記録範囲	貝塚市の職務に関連する各種団体等に所属する者
記録情報の収集方法	他の実施機関、官公庁、民間団体
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部秘書課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1-17-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6電話番号、7標識番号、8車両情報、9課税情報
記録範囲	市内に軽自動車税の対象となる自動車等を所有する者
記録情報の収集方法	原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付申請書(標識返納書)、軽自動車協会の軽自動車税(種別割)申告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	法人市民税システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	法人市民税の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1代表者の氏名、2住所、3電話番号、4法人情報、5法人の課税情報
記録範囲	市内に事務所、店舗等のある法人
記録情報の収集方法	法人、税理士からの申告、地方税共同機構からの通知、法務局への照会
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	たばこ税ファイル
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	たばこ税の賦課に関する事務を行う。
記録項目	法人情報、消費・変換本数、法人の課税情報
記録範囲	たばこ税の申告事業者
記録情報の収集方法	たばこ税の申告事業者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入湯税ファイル
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	入湯税の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1法人情報、2入湯及び宿泊者数、3法人の課税情報
記録範囲	温泉施設を営業する者
記録情報の収集方法	温泉施設を営業する者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税(土地・家屋・償却)の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1所有者氏名、2所有者住所、3納税義務者氏名、4納税義務者住所、5共有者数、6所在地、7地番、8異動日、9納税管理人、10評価額、11登記年月日、12年税額、13地目、14地積、15種類、16構造、17床面積、18家屋番号、19建築年、20軽減・21減免税額、22資産名、23数量、24取得時期、25取得価格、26耐用年数、27決定価格、28個人番号
記録範囲	市内に有する土地、家屋、償却資産を所有する者
記録情報の収集方法	地方税法第382条第1項の規定による登記所からの通知、同法第382条の規定による償却資産の申告、同法384条の3の規定による現所有者申告書、所有者からの未登記家屋所有権申立書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6電話番号、7収入額、8所得額、9控除額、10扶養情報、11税額、12徴収方法、13給与支払先情報、14公的年金支払先情報、15確定申告の内容
記録範囲	市内に住所を有する個人
記録情報の収集方法	市民税・府民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、給与所得者異動届出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	都市計画税システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課
個人情報ファイルの利用目的	都市計画税(土地・家屋)の賦課に関する事務を行う。
記録項目	1所有者氏名、2所有者住所、3納税義務者氏名、4納税義務者住所、5共有者数、6所在地、7地番、8異動日、9納税管理人、10評価額、11登記年月日、12年税額、13地目、14地積、15種類、16構造、17床面積、18家屋番号、19建築年、20軽減・減免税額、21資産名、22数量、23取得時期、24取得価格、25耐用年数、26決定価格、27個人番号
記録範囲	市内の市街化区域に有する土地、家屋を所有する者
記録情報の収集方法	地方税法第382条第1項の規定による登記所からの通知、同法第382条の規定による償却資産の申告、同法384条の3の規定による現所有者申告書、所有者からの未登記家屋所有権申立書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部課税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納管理システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部納税課
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納管理を行う。
記録項目	1氏名、2住所(履歴)、3生年月日、4性別、5個人番号、6電話番号、7課税状況、8納付状況、9生活状況 10経済状況、11振替口座
記録範囲	納税義務者及びその関係者等
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	口座振替先の金融機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部納税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1-17-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム
行政機関等の名称	貝塚市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部納税課
個人情報ファイルの利用目的	市税の徴収、滞納整理を行う。
記録項目	1氏名、2住所(履歴)、3生年月日、4性別、5電話番号、6課税状況、7納付状況、8生活状況、9経済状況、10納付相談記録、11滞納処分記録
記録範囲	納税義務者及びその関係者等
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部、官公署、民間・私人、刊行物等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	官公署、他の実施機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部納税課 (所在地) 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1-17-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイルの有無	あり
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
備考	—